

3 事前包装された食肉の表示

事前包装された食肉については、その包装に、次の「必要表示事項」を外部から見やすいように、邦文で、明りょうに表示しなければならない。

事前包装された食肉の必要表示事項

- ① 食肉の種類・部位
- ② 原産地
- ③ 冷凍及び解凍肉にあつてはその表示
- ④ 100g当たりの単価
- ⑤ 量目
- ⑥ 販売価格
- ⑦ 消費期限又は賞味期限及び保存方法
- ⑧ 加工(包装)所の所在地
- ⑨ 加工者の氏名又は名称
- ⑩ 国産牛にあつては、個体識別番号(又は荷口番号)

○文字の大きさは8ポイント以上と決められている。

■バックのラベル例

②原産地

①種類・部位等

⑩ 牛の個体識別番号
(国産牛の場合必要)

③冷凍及び解凍の表示

⑦消費期限及び保存方法

④100g当たり単価

⑥販売価格

⑤量目

⑧加工所所在地

⑨加工者名称

→ ミシン打抜き、打刻による表示について ▶ (154ページ)

→ 食肉公正競争規約第3条第2項 ▶ (84ページ)

→ 食品衛生法に基づき表示される文字の大きさについて ▶ (154ページ)